

【別添資料1】 支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること
【資産】学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

＜算式＞ 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）※

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額となる。

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額は零とする。

＜基準額＞ 5,000万円未満（多子世帯の授業料等減免の場合は3億円未満）

※対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額（不動産は対象としない）

＜基準額＞ 第Ⅰ区分（標準額の支援） 100円未満
第Ⅱ区分（標準額の2/3支援） 100円以上～25,600円未満
第Ⅲ区分（標準額の1/3支援） 25,600円以上～51,300円未満
第Ⅳ区分（多子世帯は標準額の1/4支援、理工農系は文系との授業料差額に着目した支援）
51,300円以上～154,500円未満

◆多子世帯の授業料等減免については、所得制限は無し（給付型奨学金の支給は上記の基準額を適用）

2. 学業成績・学修意欲に関する要件（採用時） ※認定後は、適格認定の基準により学業成績等を確認し、支援の継続の可否を判定（別添資料2参照）

予約採用

高校3年生

高校2年次（申込時）までの評定平均値が、

3.5以上 進路指導等において学修意欲を見る

3.5未満 レポート又は面談により学修意欲を確認する

※高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす

在学採用

大学1年生

次の①から④までのいずれかに該当すること

- ①高校の評定平均値が3.5以上であること
- ②入学試験の成績が入学者の上位1/2以上であること
- ③高卒認定試験の合格者であること
- ④学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

大学2～4年生

次の①か②のいずれかに該当すること

- ①在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
- ②次のいずれにも該当すること
 - a. 修得単位数が標準単位数※以上であること
 - b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

※ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 特別永住者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等
- ④ 定住者（将来永住する意思がある者に限る）
- ⑤ 家族滞在（国内で出生又は12歳に達した日の属する学年の末日までに初めて入国し、日本の小学校等から高校等までを卒業・修了、大学等の卒業・修了後も日本で就労して定着する意思がある者に限る）
- ⑥ 本邦における在留期間その他の事情を総合的に勘案して⑤に掲げる者に準ずると学校の長が認めた者

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者 **★令和8年度より、一部緩和あり（詳細は次ページ）**
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者（5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における学修意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。）であって、合格した年度の翌年度の末日から確認大学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認大学等へ入学した者等

令和8年度から、大学等に進学するまでの期間に関する要件が一部緩和されます

【概要】

① 大学等に進学するまでの期間に関する要件

令和7年度の取扱い

支援の対象となる要件として、高等学校等を卒業した年度の翌年度末から2年を経過する前に大学等に入学していることを要件としている。

令和8年度以降の取扱い

「災害、傷病その他のやむを得ない事由」(※)により、高等学校等を卒業した年度の翌年度末から2年を経過する前に入学することが困難であったと認められる場合は、

4年を経過する前に大学等に入学していれば、支援の対象とすることを可能とする。

※ 適格認定における学業要件の基準における「災害、傷病その他のやむを得ない事由」と同じ内容を予定

「災害、傷病その他のやむを得ない事由」の具体的考え方

- ① 学生自身の事由（学生本人が事故・疾病（身体・精神）や、災害や感染症の拡大等により、入試への出願や当日の受験、入学手続き等が困難であった場合など）
- ② 家族に係る事由（病気等の療養・介護、災害や事故・事件の被害者となったことによる傷病（心身問わず）により、入試への出願や当日の受験、入学手続き等が困難であった場合など）

2年を経過する前に大学等に入学できない事由に関して学生本人に帰責性がない場合を想定。

また、これらに該当する場合であっても、当該事由の起きた期間及び及ぼした影響が一時的なものであり、2年を経過する前に入試への出願や当日の受験、入学手続き等が困難であったといえないような場合には、対象とはならない。

加えて、高等学校等を卒業する前に生じた事由であったとしても、その事由が2年を経過する前の入試への出願や当日の受験、入学手続き等に著しい影響を及ぼし、その結果として2年を経過する前に入学できなかったことが明らかである場合には、対象となり得る。

※高卒認定試験合格者等についても、同様の要件緩和があり。

該当する方は証明書類の提出やヒアリング等が必要ですので、大学（学生支援チーム）に申し出てください。